

東ヌサトゥンガラ州における社会活動制限の実施(継続)

令和3年4月8日(総21第46号)
在デンパサール日本国総領事館

- 東ヌサトゥンガラ州は、4月5日付内務大臣指示(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100172615.pdf>)を受け、3月22日付州知事通達(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100166708.pdf>)を引き続き有効であるとしています。
- 同州に滞在する邦人の皆様におかれては、外出時のマスク着用など保健プロトコールを順守の上、一層の感染予防に努めてください。